

**弁護士  
宮澤俊夫**

**に聴く**  
**労働トラブルの  
防止対策**

75

## ユニオンに勝つ！



### 一、社外ユニオンからの団交要求

会社の従業員によって結成されている労働組合ではなく、複数の異なる会社の労働者が寄り集まってして結成された合同労組（社外ユニオン）というものがあります。ある日突然、この合同労組を名乗る団体から、会社の一従業員が当該組合に加入したことの通知と団体交渉の要求をする旨の文書が会社に舞い込んでくることがあります。それが会社にとって知らない労働組合であったとしても、このような組合からの団交要求を拒否することはできません。

団交の場には、当該組合に入っている自社社員以外に、会社が顧も知らない他社の労働者がゾロゾロと来ます。

やつて来ます。当然当該組合の委員長・書記長等も他社の人間です。そういう人たちを自社施設に入れることを嫌う会社は、団交会場を自建物以外の施設で行っているといふのが一般的なようです。

二、団交会場費使折半を主張することは不当労働行為か

私が顧問をしている日本郵便(株)には、加入組合員数ではわが国でも最大規模の労働組合の一つであるJ.P.労組があります。ある日突然M郵便局に、T労働組合と名乗るところから、M郵便局のX社員がT労組に加入了として、団体交渉の申入書が届きました。T労組も所謂社外ユニオンと称せられる合同労組です。団体交渉をするとなると、社員でない知らない人がXの応援のために押しかけて来ます。郵便局は郵便貯金等

約一年間の審理を経て、愛知県労働委員会は、T労組の申立を棄却し、会社側が勝ちました。

ことは、防犯上あるいは会社情報が社外に漏れる恐れがあることから認められなければなりません。そこで、T労組と、団体交渉は、部外施設を借りて行うこと、団体交渉時に録音することを相互に認めること、という内容の労使協定を締結しました。しかし、団体交渉の場所として借りる会場費をどちらが負担するかについて、組合側は会社負担を主張し、会社側は労使折半を主張して折り合いがつきませんでした。T労組は、会社が会場費折半を主張して団交に入らないことが、不当労働行為であるとして、愛知県労働委員会に救済申し立てをしました。

同社の代理人となつた私は、組合と会社側でやり取りをしたFAX文書から、両者の交渉経緯を踏まえて、同委員会において、以下のようないきをしました。

組合は、団交会場を部外施設とすることに同意している。社外の第三

者施設で団交すれば使用料が生じることは当然予想されることであり、組合はこれを承知で合意をした。労使対等の原則から施設使用料を労使折半とするよう組合に要求することは、何ら不当労働行為となるものではない。

M郵便局は、施設使用料以外の事項については、組合の要求項目全てを団交の議題とすること、組合側からの出席者数、組合から提案された組合の都合に合わせようとするなどを承し、団交開催日時についても一ヶ月の幅広い予定日をいくつか挙げ組合の都合に合わせようとするなど、団交開催に向けて誠実に対応している。さらには、事前に団交事項について会社側見解を文書で示してあるから、きちんと争点整理をしたうえで団交を行えば、一時間以内に有効な団交を行え、会場費負担が増えることもない。このように、会社側が歩み寄りの姿勢を示して団交開催に向けた努力をしていたにもかかわらず、第三者施設の使用料の会社全額負担に固執して団交をしようとしたのは組合側である。

私は、組合委員長に対する証人尋問で、「使用料を会社側が全額負担しなければならないという方針を会社側が認めない限りは、組合としては判断しませんでした。

労働委員会は、第三者施設での会場使用料を、会社・組合のどちらがどう負担すべきかという問題については判断しませんでした。

（愛知県雇用労働局労災法務専門員）  
弁護士・愛知労働相談センター代表  
イラスト・源 安孝



み

三、愛知県労働委員会令和元年11月11日命令要旨

約一年間の審理を経て、愛知県労働委員会は、T労組の申立を棄却し、会社側が勝ちました。

労働委員会は、私が主張した前記事実関係を全面的に認め、私の組合委員長に対する尋問での前記のようないきを示し、次のとおり判示しました。

組合は、第三者施設の使用料に係る労使折半を受け入れることができないという考え方に基づいて、本件団交申入れ以降になされた郵便局長からの第三者施設の使用料に係る労使折半を受け入れることができないと考え方にに基づいて、本件団交申入れを拒否したといえる。以上を総合的に勘案すれば、同局長の一連の対応は、組合からの第三者施設の使用料も含めた様々な条件について譲歩できるところは譲歩する姿勢を示して本件団交申入れに係る団交の開催に向けて合意達成の可能性を模索していたもので、真摯な対応であつたと評価する。したがつて、M郵便局長の対応は、組合からの本件団交申入れを拒否したとはいはず、不当労働行為に当たらない。